夢を実現する第一歩のために　**2017年1月号**

ミツヒロニュース

新年おめでとうございます。
今年は酉年ですので、大きな夢を計画するのに相応しい年と言われています。
ぜひ、大きな夢を描いて、志をしっかり持ってください。
どこに道を開いていくかは、志が無ければ決まりません。5年先の夢を実現させるべく、頑張っていきましょう。

光廣 昌史

今月のトピックス

◇税制改正大綱、決定！
◇国税もクレジットカード納税が可能に！
◇確定申告にあたり
◇新春のご挨拶

税制改正大綱、決定！

《 2017 年度大綱決定・中小企業減税に所得制限・類似業種比準価額も見直し 》

自民党・公明党の与党は 12 月 8 日、2017 年度税制改正大綱を決定しました。

中小法人課税については 2015 年度大綱で、“資本金 1 億円以下を中小法人として一律に扱うことの妥当性について検討”することを示した後、2016 年度大綱で、“資本金以外の指標を組み合わせること等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討する”と一歩踏み込んでいました。

今回、中小法人課税にメスが入り、軽減税率の特例など措置法の中小企業優遇税制について、所得基準が要件として追加されました。その一方で、中小企業投資促進税制の上乗せ措置は対象設備の範囲の拡大策が盛り込まれた上で単独の制度として創設、所得拡大促進税制では税額控除率が引き上げられるなど、政策税制が拡充されています。

資産課税関係では、広大地の評価方法の見直し、取引相場のない株式評価に係る株式保有特定会社の要件の見直しなどに加えて、類似業種比準価額方式について改正されることになりました。

国際課税では外国子会社合算税制について、適用対象法人のトリガー税率の廃止や、ペーパーカンパニーの所得を原則会社単位で合算するなど大幅な改正となりました。

内容としては、（１）経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革（配偶者控除等の見直し）、（２）デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置、（３）中堅・中小企業の支援、地方創生の推進、（４）経済活動の国際化・ＩＣＴ化への対応と租税回避の効果的な抑制、（５）車体課税の見直し、（６）森林吸収源対策、（７）災害に関する税制上の措置、（８）円滑・適正な納税のための環境整備などが盛り込まれています。

（次頁へつづく）

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部　下田・和田まで
http://www.office-m.co.jp/　Tel 082-294-5000　Fax 082-294-5007　mail to：info@office-m.co.jp

《 各税目別の主なポイント 》

区 分	主な 2017 年度 税制改正
資産税	事業承継税制の見直し（雇用 8 割維持要件の緩和、早期・計画的生前贈与へのインセンティブ）
	持分なし医療法人への移行計画の認定を受けた医療法人に対する贈与税の非課税措置の創設
	一定の海外居住者に対する相続税又は贈与税の納税義務の強化
	財産評価の適正化（１）取引相場のない株式の評価方法の見直し（類似業種比準価額の類似業種の株価（Ａ）の見直し等）
	財産評価の適正化（２）広大地の評価方法の見直し
	相続税の物納財産の順位の見直し、範囲の拡大
固 定 資産税	超高層マンションに対する固定資産税の課税実務に階層別価格比を導入 （高層階の固定資産税を引き上げ。中層階は横ばい。低層階は引き下げ。）
所得税	積立 NISA（NISA の長期積立枠：年 60 万円×20 年間）の創設※ただし、年数は「10 年」
	ベビーシッター等の子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設
	所得金額に応じた配偶者控除及び配偶者特別控除の縮減（妻の年収上限を 103 万円から 150 万円に引き上げ。夫が高収入だと控除縮小。）
	特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例等
	給与所得者等が使用者等から使用人である地位に基づいて貸付けを受けた住宅借入金等における利率の見直し（2017 年 1 月 1 日以後に居住用家屋を自己の居住の用に供する場合について適用）
	セルフメディケーション税制における領収書の添付等を明細書の添付に変更 （2017 年分以後の確定申告書を 2018 年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用。なお、経過措置として、2017 年分から 2019 年分までの確定申告については、現行の領収書の添付等による適用も可。）
法人税 地方税	研究開発税制の拡充・延長（サービス開発も対象に）
	地方拠点強化税制の拡充・延長
	スピンオフ税制の導入
	事業再編を促進（一部事業の別会社化の税負担軽減）
	中小企業の優遇、対象厳格に（政策減税「大企業並み所得」で除外）
	中小企業の賃上げ減税拡充（賃上げ 2%以上で、給与総額の増加分の 22%を法人税額から差引）
	役員給与の見直し：利益連動給与、事前確定届出給与、定期同額給与に係る部分の見直し （2017 年 4 月 1 日以後に支給または交付に係る決議（その決議がない場合には、その支給または交付）をする給与について適用
	役員給与の見直し：退職給与、譲渡制限付株式、新株予約権に係る部分の見直し （2017 年 10 月 1 日以後に支給または交付に係る決議（その決議がない場合には、その支給または交付）をする給与について適用
	確定申告書の提出期限の延長の特例
	中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限延長
	法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置に所得制限（前 3 年平均所得 15 億円超で適用停止）
	地域中核企業向け設備投資促進税制の創設（企業立地促進法の改正法の施行日から 2019 年 3 月 31 日迄の間に、対象となる設備等を取得等して事業の用に供した場合に適用。）
	中小企業投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)の改組（中小企業経営強化税制の創設） （2017 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの間に、対象となる設備等を取得等して事業の用に供した場合に適用。）
国際課税	外国子会社合算税制の見直し（BEPS 対応。航空機リース事業の見直し）
	非永住者の課税所得の範囲の見直し（2017 年 4 月 1 日以後に行う有価証券の譲渡について適用）
車両課税	エコカー減税を段階縮小（新車の 9 割から 7 割に 2 年かけ対象絞る）
消費税	仮想通貨に係る課税関係の見直し
	到着時免税店において購入する物品の免税制度
納税環境整備	届出書の提出先
	口座振替納付に係る納付書の送付等で電子情報処理組織の使用等が可。2019 年 1 月 1 日以後に納付する国税について適用
	国税犯則調査手続等の見直し
	無限責任社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲の拡大
その他	ビール減税、発泡酒は増税。（ビール系飲料の税額 2016 年 10 月に統一）

（次頁へつづく）

中小企業経営強化税制の創設

～ 法人税・所得税・法人住民税・事業税 ～

○中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押しすることを目的としています。

○従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組されます。適用期限は２年間で、従来の工業会等の証明に加え、**経営強化法の認定を必要とする為、計画の作成が必要**となります。

改正概要　【適用期間：2019 年 3 月 31 日迄】

類　型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要　件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均１％以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均５％以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置（１６０万円以上） ◆測定工具及び検査工具（３０万円以上） ◆器具・備品（３０万円以上） （試験・測定機器、冷凍陳列棚など） ◆建物附属設備（６０万円以上） （ボイラー、ＬＥＤ照明、空調など） ◆ソフトウェア（７０万円以上） （情報を収集・分析・指示する機能）	◆機械・装置（１６０万円以上） ◆工具（３０万円以上） ◆器具備品（３０万円以上） ◆建物附属設備（６０万円以上） ◆ソフトウェア（７０万円以上）
確 認 者	工業会等	経済産業局
その他要件	生産等設備を構成するものであること※ ／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却　又は　７％税額控除（資本金３千万以下もしくは個人事業主は１０％）	

※事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備等は対象外。

◆器具備品・建物附属設備のイメージ◆

【 器具備品 】

・冷蔵陳列棚
・業務用冷蔵庫
・ルームエアコン
・サーバー
・介護浴槽
・ブレーキ・スピードテスター
・介護用アシストスーツ
・三次元座標測定器
・理美容機器

【 建物附属設備 】

・エレベーター
・空調設備
・高圧受電設備

国税もクレジットカード納税が可能に！

地方税では既に実施されている「クレジットカード納付制度」が、いよいよ１月４日より国税にも導入されます。

現行、国税の納付方法には、
①税務署、金融機関の窓口で現金に納付書を添えて納付
②指定した金融機関の預貯金口座から振替納税
③ダイレクト納付またはインターネットバンキング等を利用して電子納税

国税の納付手段の多様化を図る観点から、インターネットを利用したクレジットカード決済による納付が導入されます。納付書で納付できる国税を対象としており、基本的に税目に制限はありません。

クレジットカード納税は、パソコンや携帯電話、スマホでインターネットに接続し、専用サイト上でクレジットカードによる支払いをします。納税者がクレジットカード会社に納付手続を委託し、クレジットカード会社がそれを受託した日に国税の納付があったものとみなして、延滞税や利子税に関する規定が適用されます。

クレジットカードで税金を納めるメリットとしては、インターネット上でできることから、家や職場にいながら税金が払えることはもちろんですが、現金が引き落とされるタイミングが納期限より遅くなるため、資金繰りの好影響が期待できるともいわれています。また、インターネットを利用することで現金を持ち歩かなくていいという安心感もあるようです。

デメリットとしては、インターネット利用による情報の漏えいリスクがありますので、慎重な検討が必要であることや手数料が発生し、利用者(納税者)の負担となることがあげられています。現行の地方税の取扱いと同じになるといわれておりますが、東京都の場合、納税額１万円以下で７８円、２万円以下で 157 円の手数料が発生します。
分割払いやリボ払いは、別途クレジット会社が定める手数料が発生する場合もありますので、資金繰りには注意が必要です。なお、クレジットカード納付制度の適用は、2017 年１月４日以後に、国税の納付を委託する場合からとなります。

関与先　各位

確定申告にあたり

確定申告が到来します。申告に早めに取り掛かれるよう、以下の書類ならびに事業所得・不動産所得のある方は帳簿・領収書等をご準備ください。詳細は改めて通知しますので、ご協力をお願い致します。

●給与所得や公的年金等の源泉徴収簿（原本）　●私的年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
●医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、
生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など

※譲渡・贈与のある方は至急ご連絡ください。　※還付申告の方は２月１５日以前でも申告書を提出することが可能です。

参考文献：　■日本経済新聞　■税のしるべ第 3247 号　■税務通信　■税理士法人レガシィ定期メールマガジン

2017 新春のご挨拶

弊社スタッフを代表して、副所長 中山昌実 ならびに
取締役 中野一弘 より新春のご挨拶を申し上げます。

明けましておめでとうございます。

米国ではトランプ氏が大統領となり、あちこちで過激なリーダーが台頭してきました。これらの発言は国内向けと思いますが、外交に影響が無いとも言えず日本の政策も変化し、税政策も変わるかもしれません。
本年もよろしくお願いします。　**副所長　中山　昌実**

旧年中のご厚情に深く感謝申し上げます。

昨年は様々な事柄において“潮目”が変わった事を実感する年でした。皆様におかれましては、迎えた 2017 年が災害も無く平穏な一年であることを祈念致します。本年も弊社並びにスタッフ一同をご愛顧頂きますようお願い申し上げます。　**取締役　中野　一弘**

【発行】　株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所　代表取締役・税理士　光廣　昌史

Office Mitsuhiro　あなたの経営羅針盤

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801　広島市中区寺町５番 20 号
Tel 082-294-5000　& Fax 082-294-5007
ＵＲＬ　http://www.office-m.co.jp/

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中！